

江戸たいとうロゴマーク使用取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）が定める江戸たいとうのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ロゴマーク 別図で示すデザインのことをいう。
- (2) 江戸たいとう 江戸から続く伝統・文化、産業、観光、風土・風習、自然、風景などの区の地域資源をいう。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号に掲げる事業等に使用できるものとする。

- (1) 江戸たいとうに関する事業等
- (2) 区の魅力の発信に寄与する事業等
- (3) その他東京都台東区長（以下「区長」という。）が認めるもの

(使用承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体がその業務の目的で使用する時。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (4) 区が主催又は共催する事業等の目的で使用する時。
- (5) その他区長が使用を適当と認める時。

(使用承認申請)

第5条 申請者は、江戸たいとうロゴマーク使用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の活動内容又は事業等の詳細が分かるもの
- (2) ロゴマークの使用方法が分かるもの
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(使用承認決定)

第6条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる時。
- (2) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現に関する活動で使用する時と認められる時。

(3) 特定の個人、団体、民族等への中傷又は攻撃を助長し、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。

(4) 不当の利益を得るために使用すると認められるとき。

(5) 区の品位を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあると認められるとき。

(6) 特定の個人、企業若しくは団体又は商品、サービス、活動等の品質を保証し、又は担保するものとして使用されるおそれがあると認められるとき。

(7) その他区長が使用について不適当であると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により使用の可否を決定し、承認することが適当と認めた場合は、江戸たいとうロゴマーク使用（変更等）承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとし、承認することが適当でないと認めた場合は、江戸たいとうロゴマーク使用（変更等）不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 区長は、使用の承認（以下「使用承認」という。）に際し、必要な条件を付することができる。

4 第2項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用承認を受けた目的及び用途にのみロゴマークを使用し、区長が付する承認条件に従わなければならない。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（ロゴマークに関する権利）

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、区に帰属する。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 区長が別に定める、江戸たいとうロゴマーク使用マニュアルの規定に従うこと。

(2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(3) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(4) ロゴマークの使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) ロゴマークを使用した成果物は、完成後、速やかに区長に提出すること。ただし、成果物等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

(6) 区長が使用実績の報告を求めた場合は、速やかに提出すること。

（承認内容の変更等）

第10条 使用者は、承認された内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ江戸たいとうロゴマーク使用変更等申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、変更又は中止の可否を決定し、承認することが適当と認めた場合は、江戸たいとうロゴマーク使用（変更等）承認通知書により当該申請を行った者に通知するものとし、承認することが適当でないと認めた場合は、江戸たいとうロゴマーク使用（変更等）不承認通知書により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項に規定する承認を受けた者は、当該申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第11条 区長は、使用者又は前条第2項に規定する承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

（1） この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

（3） その他区長が不適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、江戸たいとうロゴマーク使用承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該ロゴマークを使用してはならない。

4 区長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第12条 使用者がロゴマークの使用によって、第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、区は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（委 任）

第13条 この要綱に規定するもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。